

『地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更』に関するQ&A

Q 1 「地域外」に具体的な定義はあるか。(例：県内・県外、距離〇km 以上等)

A 1 「地域外」に具体的な定めはなく、県内・県外に関わらず、工事施工にあたり必要な技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合は本試行の対象にすることができます。

ただし、変更実績額(税抜き)から土木工事標準積算基準書(富山県土木部)により算出した共通仮設費率分及び現場管理費に含まれる実績変更対象費分(共通仮設費率及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を乗じて算出)を差し引いた費用が設計変更の対象となります。

Q 2 対象となる「労働者」に具体的な定めはあるか。

A 2 対象となる「労働者」は、「労働者(※1)」のとおりです。(「社員等従業員(※2)」は対象外になります。)

ただし、社員等従業員でも、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事した場合は労働者となるため、本試行の対象にすることができます。

※1 「労働者」

- ・ 直接、肉体的もしくは技能的労働に伴って工事施工に従事する者。(普通作業員、世話役、重機オペレーター、鉄筋工、とび工、石工、ブロック工、配管工、大工、左官、電工、交通誘導警備員等)

※2 「社員等従業員」

- ・ 元請者、あるいは下請者が、恒常的な業務に従事させるために雇用し、そのために必要な知識や技能を有する者(例：現場代理人、監理(主任)技術者、現場管理を行う技術員等)
- ・ 特定の業務、あるいは臨時の業務に従事させるために、雇用、現業員、技能員補助員等の名称で雇用し、そのために必要な知識・技能を有する者(例：夜警員、倉庫番、食事係、連絡者運転手、事務員等)

Q 3 本試行は、元請企業や下請企業に関わらず適用できるか。

A 3 元請企業・下請企業に関わらず、対象の「労働者」であれば本試行の対象にすることができます。

Q 4 宿泊を伴わず、県内の下請企業を地域外から来てもらう場合、交通費は設計変更の対象になるか。

A 4 労務管理費の「賃金以外の食事、通勤等に要する費用」に該当し、設計変更の対象にすることができます。

Q 5 「賃金以外の食事、通勤等に要する費用」のうち、食事とはどのような場合が対象になるか。

A 5 食事代については、通常、朝昼晩の食事は賃金から支払うため対象外になります。

ただし、所定労働時間を超える等の場合は社内規定や社内規則に基づき、会社が労働者に支払う食事補助手当等が対象にすることができます。

Q 6 宿泊費に食事代を計上してよいか。

A 6 食事代は対象外になります。実績変更対象費の宿泊費は食事代を除いた額としてください。

Q 7 「労働者送迎費」には、有料道路利用料を含めて良いか。

A 7 高速道路等の有料道路を利用について必要性等を踏まえ、発注者が個別に判断してください。

Q 8 土日祝日等の休工日の宿泊費は対象になるか。

A 8 土日祝日等に関わらず、当該工事に従事する労働者の労働時間等に対し、宿泊することが妥当であると客観的に判断できる場合は対象にすることができます。労働者の所在地がわかる資料や作業日報、出勤簿などにより確認し、発注者が個別に判断してください。